

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

## 第一 水質汚濁防止法施行令の一部改正

水質汚濁防止法第二条第二項第二号の政令で定める項目を、「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めること。  
(第三条関係)

## 第二 建築基準法施行令の一部改正

建築基準法第三十一条第二項及び第三十六条の政令で定める技術的基準を、「大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個」から「大腸菌数が、一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位」に改めること。  
(第三十二条関係)

## 第三 施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行すること。

(附則関係)